

# 愛知コミュニティバー推進事業

## あなたのまちの河川の草刈りをしませんか？

愛知県では、「家の前を流れている川を自分たちでもっときれいにしたい」などの、地域住民の皆様方のご要望にお応えできるよう、平成17年4月から県管理の河川の草刈り作業の一部を地域住民の方々に構成されている団体へ委託する制度を実施しています。詳しくは下記の窓口へお尋ねください。



### ◆委託が決定されますと・・・

団体代表者の方と県の職員、市町村の職員との話し合いで、試行する河川の区間・面積と実施期間や回数、さらには刈った草の処分方法を決定し、地域の実情に応じた草刈り作業を行っていただきます。

### 例えば、こんなメリットがあります・・・

- ①住民の皆様が希望する時期、区域で機動的に草刈りができる可能性が広がります。
- ②草刈り作業を通じて地域の連帯感が生まれ、川やまちに対する愛着が深まります。
- ③地域で開催される祭りなどのイベントに合わせて実施できます。
- ④刈った草を自ら堆肥や飼料などに有効利用できます。

### ◆委託料をお支払いします

- ①委託料は作業量と保険料を合わせた金額です。
- ②作業料は、草の刈取り回数により算定しますが、刈取り回数2回を上限とします。
- ③作業料とは別に保険料をお支払いしますので、損害保険と賠償責任保険に必ず加入してください。

### ◆委託を受けるための条件

- ①自治会、婦人会、老人会、市民団体等の地元で活動している団体に限り申し込みができます。
- ②道具の貸し出しは行いません。
- ③実施対象面積は原則として1,000m<sup>2</sup>以上とします。
- ④「原則として、掘り込み河川（堤防が高くない川）」に限りです。

### ◆その他注意事項

- ①委託料をお支払いするため、計画書の作成や完了検査を受けていただく等、契約上の一定の責任が課されます。
- ②草刈り作業の委託を受けた団体は、同じ区間での愛護活動による報奨費（注）の受け取りに一定の制限があります。

（注）河川愛護活動報奨費とは・・・

地域の皆様の草刈り、ゴミ拾いなどの自主的な活動に対して、1人あたり缶ジュース1本程度の報奨費をお支払いするものです。

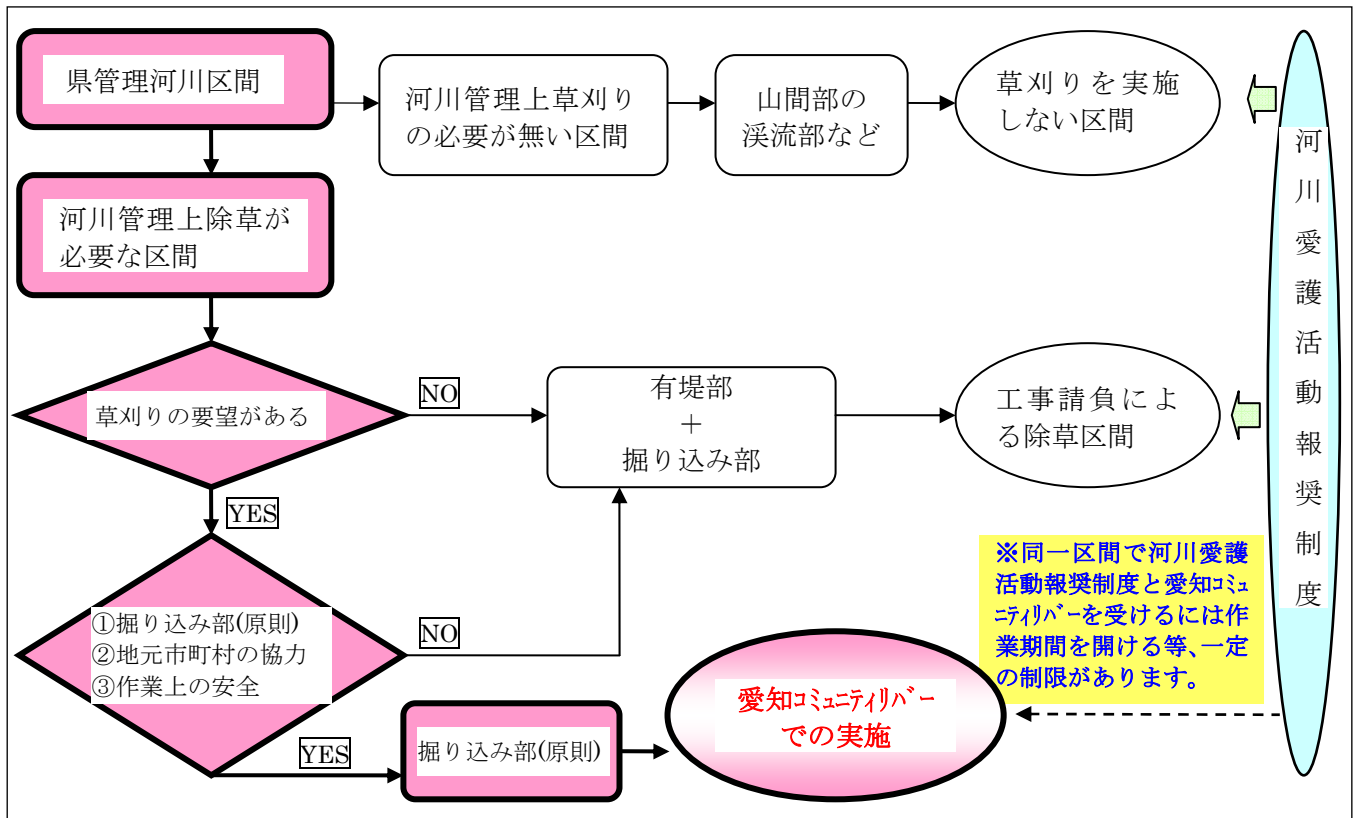
### 問い合わせ窓口

整理番号	機関名	連絡先
1	尾張建設事務所 維持管理課 維持・修繕第二グループ	052-961-4426 (代)
2	一宮建設事務所 維持管理課 管理グループ	0586-72-1415 (直)
3	海部建設事務所 維持管理課 管理グループ	0567-24-2162 (直)
4	知多建設事務所 維持管理課 維持・修繕第一グループ	0569-21-3248 (直)
5	西三河建設事務所 維持管理課 管理第二グループ	0564-27-2758 (直)
6	知立建設事務所 維持管理課 維持・修繕グループ	0566-82-3227 (直)
7	豊田加茂建設事務所 維持管理課 維持・修繕第一グループ	0565-35-9328 (直)
8	新城設案建設事務所 維持管理課 維持・修繕グループ	0536-23-8691 (直)
9	東三河建設事務所 維持管理課 管理第二グループ	0532-52-1332 (直)
10	河川課 環境・海岸グループ (総括)	052-954-6556 (直)



愛知県管理河川の草刈り作業の地域住民団体等への委託実施要領試行のフローチャート

○対象区間のフローチャート



○手続きの流れ

